

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等（障害者総合支援法第77条の2）

※令和6年4月1日施行

資料 2

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。（法第77条の2第2項）
（一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる（同条第3項））
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。（法第77条の2第1項）※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
（身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務）
 - ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
（地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務）
 - ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
（法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務）
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。（法第77条の2第7項）

新

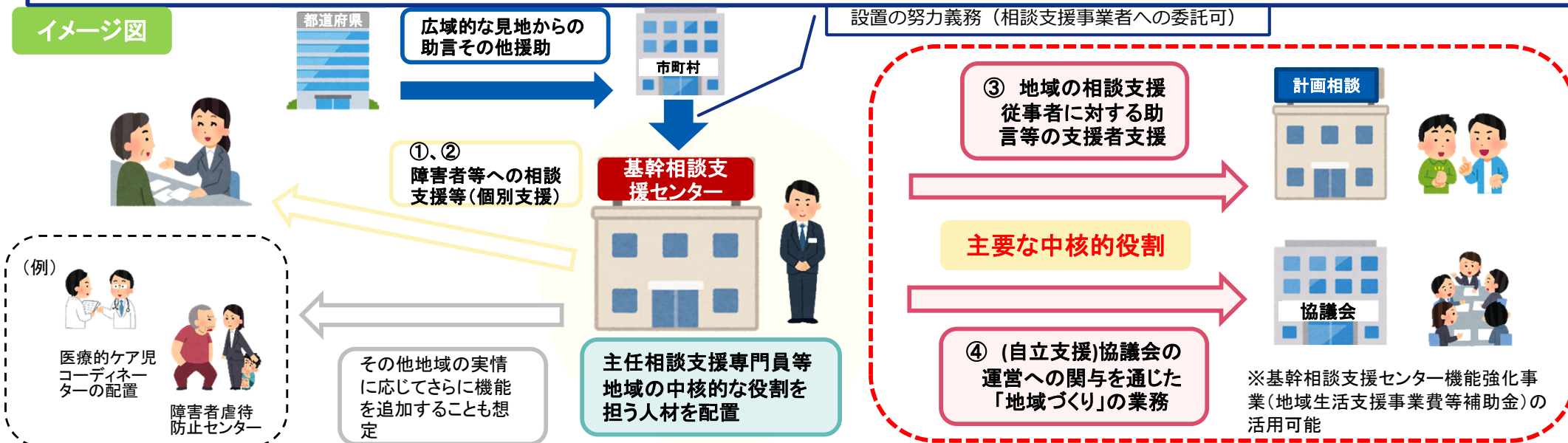
新

新

新

③④が主要な
「中核的な役割」

イメージ図



③地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

支援者支援の目的は、地域の相談支援従事者の人材育成と質の向上を図ること。

- 各地域において「相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組」を行う。
- 具体的には、相談支援体制の強化を目的とし、日常的な支援方針等を検討する場の確保、相談支援従事者が困難事例等に対応できるような後方支援を提供する。事業所の訪問、業務への同行、事例検討などを含む。
- さらに、協議会運営への関与を行い、地域のネットワーク構築・関係機関との連携を支える役割を持つ。協議会の事務局を担い、相談支援事業者との連携を含めた地域における相談支援体制の強化への取組も含まれる。

【目的】



地域の相談支援従事者の人材育成
支援の質の向上

【主な支援内容】



- ・ 支援者への日常的な相談・助言・指導
- ・ 困難事例への後方支援
- ・ モニタリングやセルフプランの検討・検証
- ・ 相談支援事業所の訪問等

【ネットワーク作り】



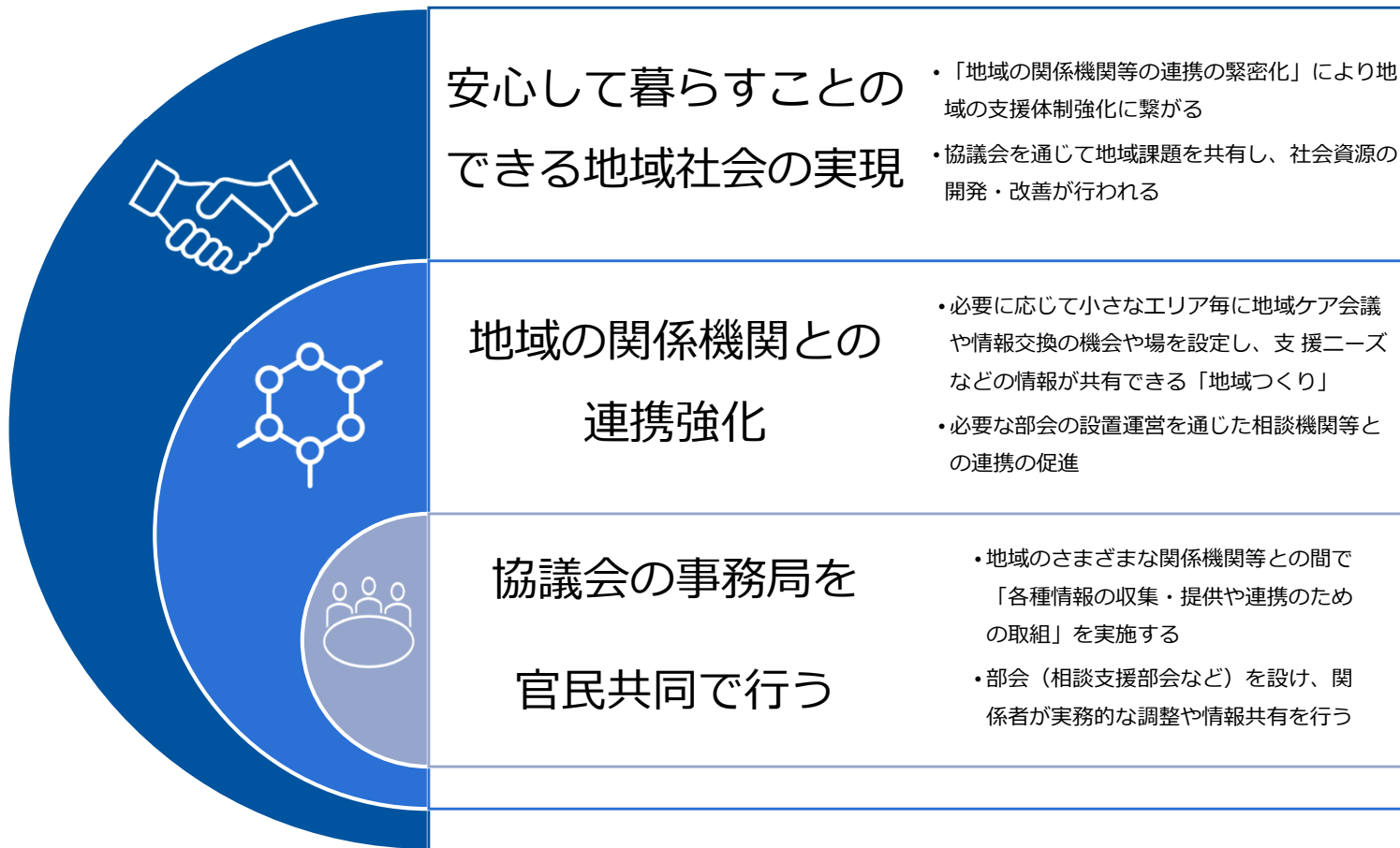
- ・ 相談支援従事者研修の実習受入
- ・ （自立支援）協議会の運営への関与（相談部会等）
- ・ 地域の社会資源の把握と共有

【参考】基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き（公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）

研修と実地教育（OJT）が有機的に連動した相談支援専門員養成体制の構築手法の確立のための研究（令和5年度厚生労働科学研究：相馬大祐（長野大学））

④（自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」とは

- 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同し協議会の事務局を担当する等、関係機関との緊密化を図る。
- 地域の相談機関との連携強化の取組（各種の相談機関等との連携会議の開催等）を行う。
- 他の地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組を行う。

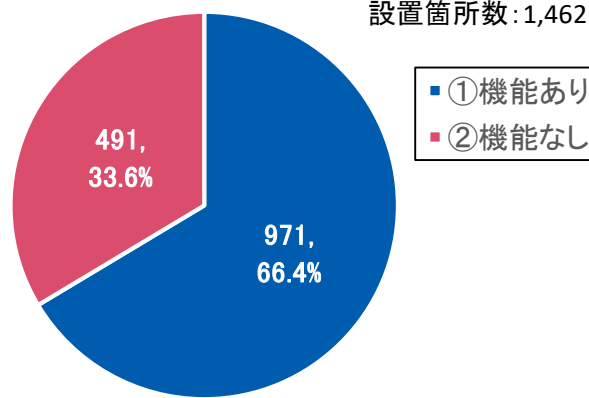


基幹相談支援センター
(地域の相談支援の中核機関)

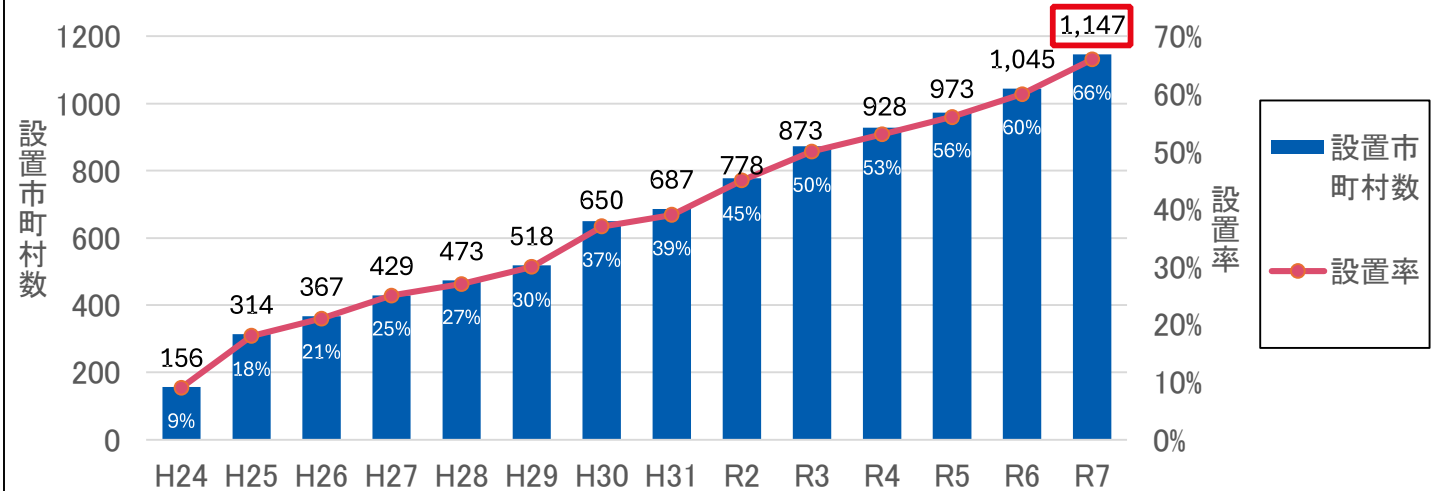
地域生活支援拠点等
(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)

協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場) 【市町村】【都道府県】

地域生活支援拠点等としての機能を有する基幹相談支援センター



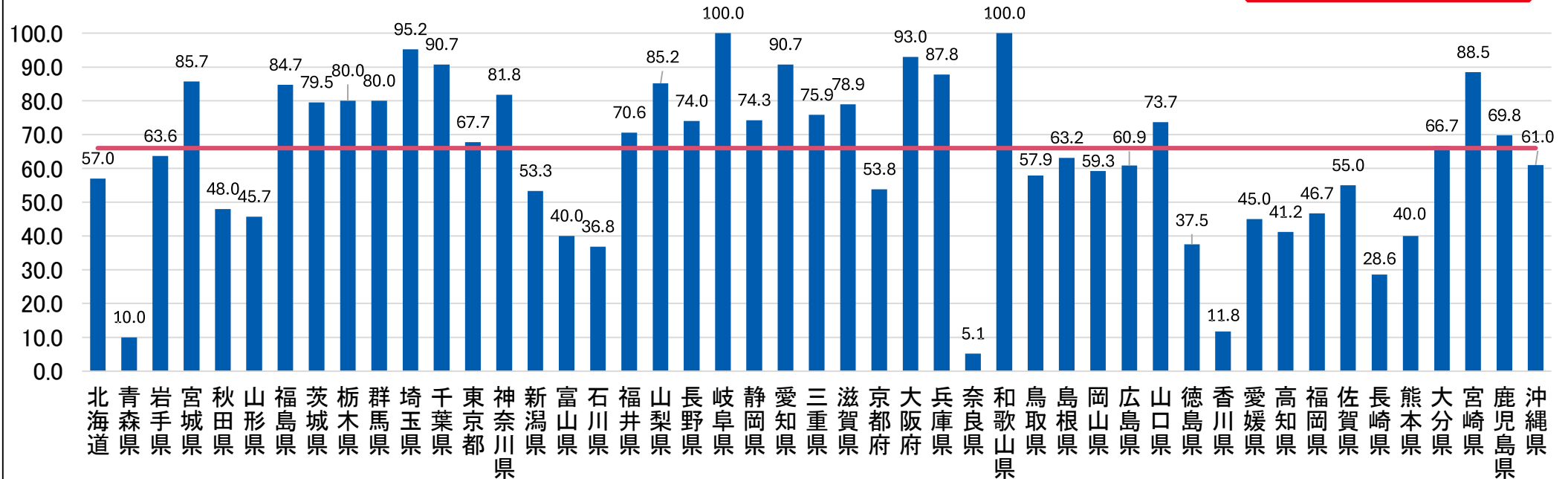
基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



単位：%

基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

【設置率の全国平均：66%】



※本資料に掲載されている数値（R7.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。